

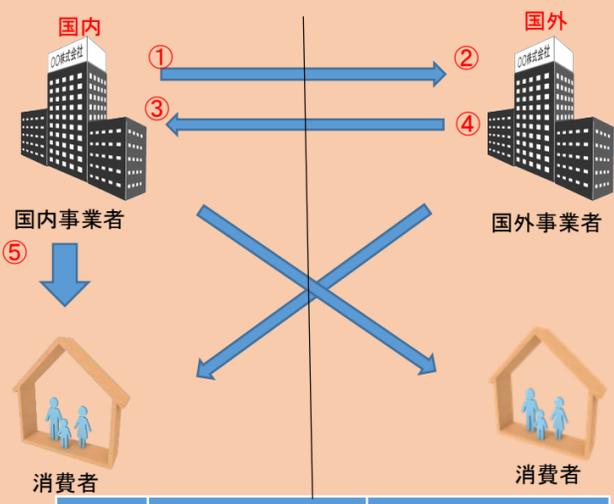


講師:若槻とも子先生

平成27年度の税制改正

- ①法人税率の引き下げ
- ②欠損金の繰越控除制度の見直し(控除枠の縮減・繰越期間の延長)
- ③受取配当等の益金不算入制度の見直し
- ④研究開発税制の強化・重点化
- ⑤所得拡大促進税制の拡充
- ⑥地方拠点強化税制の創設(オフィス減税・雇用促進税制)
- ⑦法人事業税の外形標準課税の拡大
- ⑧国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し

電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し



取引	改正前	改正後
①	国内取引: 課税	国外取引: 不課税
②	国外取引: 不課税	国内取引: 課税
③	国内取引: 課税	国外取引: 不課税
④	国外取引: 不課税	国内取引: 課税
⑤	国内取引: 課税	国内取引: 課税

※改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件を満たすことで輸出免税の対象となります。

法人税率の引き上げ

区分	現行	改正後
普通法人(中小法人等を除く)	25.5%	23.9%
中小法人等	年800万円以下の金額	15% (2年延長)
	年800万円超えの金額	23.9%
公益法人等(一般社団法人を除く、協同組合等、特定医療法人)	年800万円以下の金額	15% (2年延長)
	年800万円超えの金額	19% (22%)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

上記の税率に基づいた計算を行うよう、法人税別表Iの計算ロジックを改訂しました。

欠損金の繰越控除制度の見直し



大法人の場合には、繰越欠損金の控除限度額を、次の通り設定するようにしました。

- ①平成27年3月31日以前開始事業年度(所得金額の80%)
- ②平成27年4月1日~平成29年3月31日開始事業年度(所得金額の65%)
- ③平成29年4月1日以後開始事業年度(所得金額の50%)
- ※新設法人の場合等を考慮し、大法人であっても所得金額を控除限度額とできるようにします。

税制改正によるTPS1000等のシステム改定内容

★①は[2015年06月版]に搭載、②~⑤は[2015年10月版]に搭載予定

- ①均等割の自動判定機能の搭載(資本金等の額、従業員数に基づいて自動判定)
- ②「別表12(14):農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書」の作成機能の搭載
- ③電子申告済み決算・申告書類の一括印刷機能の搭載
- ④調整対象固定資産に係る仕入控除税額のチェック・自動計算機能の搭載
- ⑤TPS1000とTPS1000-K3の固定資産・減価償却費の科目残高チェック機能

